

放送法等の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書

現在、国会では、放送法等の一部を改正する法律案が審議されています。

NHK受信料の義務化問題は見送られましたが、NHKガバナンスの強化、ねつ造番組を流した放送局への行政処分の新設、認定放送持株会社の導入、命令放送の見直しなど多岐の論点にわたる内容となっています。

特に民放の番組ねつ造問題をきっかけに、放送への介入をもくろむ新たな措置が改正案には盛り込まれています。現在の放送法は、表現の自由、国家権力による介入の排除と放送の自主・自立を謳い、第3条「放送番組編集の自由」で「放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」と定めています。にもかかわらず、法案の第53条の8の2として、「総務大臣は、虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送により、国民生活に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合、放送事業者に再発防止計画の提出を求め、意見をつけて公表する」という規定を新設しようとしています。処分は、ニュースやドラマなどすべての番組が対象になるといいます。そうすると、政治権力が番組内容にまで立ち入ることになり、「虚偽の説明」や「事実でない事実」を行政自らが判断し、政府にとって都合の悪いことは、「不適切」とされ、政府による干渉は際限のないものになりかねません。

総務省は、新制度について、放送業界の第三者機関である放送倫理・番組向上機構（BPO）が自主的な再発防止策に取り組んでいる間は施行を凍結する方針であると説明していますが、条文が新設されれば、放送事業者に対しては、萎縮効果を及ぼし、編集者の自主規制へとつながり、放送による表現の自由を奪うものにほかなりません。視聴者にとっては知る権利を奪われるものです。

この点については、NHKや民放連、日弁連、自由人権協会はじめ多くの専門家、メディア関係者、市民団体等から反対や疑問の声が寄せられています。あくまでもねつ造や「やらせ」等の不祥事などのテレビのモラル低下については、世論の批判とテレビ事業者及び放送業界の自浄努力に委ねるべきであって、政府や行政権力が安易に介入すべきではありません。

放送法等改正案は、このほかにも多くの論点が含まれていますが、全体とし

て政府・行政によるメディアへの権限が強まる内容になっています。ついては、放送法等改正案は、今国会で拙速に成立を図ろうとするのではなく、慎重に取り扱われるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年6月14日

名取市議会議長 大友 廣 嗣

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿
総務大臣 殿